

保土ヶ谷区制100周年記念！ 『保土ヶ谷の逸品』を募集します！！（第二弾）

保土ヶ谷区と保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会では、令和9年に迎える区制100周年を記念し、昨年度に引き続き『保土ヶ谷の逸品』（第二弾）を募集します。

1 募集内容

保土ヶ谷区内で販売されている飲食品の中で、特に美味しいと推薦したいものや、保土ヶ谷区ならではの特徴のあるものを広く募集します。

2 募集要領

- (1) 資格 どなたでも応募できます。
- (2) 条件 保土ヶ谷区内で販売されている飲食品で、下記のいずれかを満たしているもの

- ア 区で長年愛され、親しまれているもの
- イ 区内産の素材が使用されているもの
- ウ 区の特徴を活かしているもの
- エ 区の知名度・イメージアップへの貢献が期待できるもの

※今回の募集で、1店舗あたり1商品を認定

- (3) 内容 あなたが好きな保土ヶ谷区の食べ物・飲み物と、その理由
- (4) 応募方法

横浜市電子申請・届出システムのほか、「応募用紙」の持参（保土ヶ谷区役所地域振興課まで）、保土ヶ谷区役所の総合案内前でも応募できます。また、5月16日（土）に開催する「ほどがや花フェスタ」でも応募できます。

- (5) 期間 令和8年5月1日（金）～令和8年6月30日（火）必着



応募はこちら

3 審査・発表

- (1) 審査 厳正な選考により7月（予定）に決定します。
- (2) 発表 記者発表及び保土ヶ谷区ホームページで公表予定です。

（参考）「保土ヶ谷の逸品」について

保土ヶ谷区内で購入できる飲食品のなかで、特に美味しいと推薦のあったものや、保土ヶ谷区ならではの特徴のあるものを広く募集して、『保土ヶ谷の逸品』として認定しています。

令和7年度は第一弾として、全63品を認定しました。こちらはデジタルマップでも案内をしています。



[「保土ヶ谷の逸品」HP](#)

お問合せ先
地域振興課長 渡邊 TEL 045-334-6301



保 土 ヶ 谷 の



逸 品

募集期間

5 / 1 (金) ~ 6 / 30 (火)

令和9年に迎える区制100周年を記念し、第二弾『保土ヶ谷の逸品』を募集します。

✓ 推薦条件

保土ヶ谷区内で購入できる **食**べもの・**飲**みもので、

- 1 区で長年愛され親しまれている
- 2 区内産の素材が使用されている
- 3 区の特徴を活かしている
- 4 区の知名度・イメージアップへの貢献が期待できる

1~4のどれかにあてはまるものを推薦してね!



保土ヶ谷区マスコット ほどぴー

✓ 推薦方法

- その1 下部の推薦書を応募ボックスへ投函! @区役所2階
- その2 QRコードから電子申請! →



応募はこちら

☆☆☆ 認定された逸品はデジタルマップ、ホームページで公開中!

問い合わせ: 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局 (区役所地域振興課) 045-334-6303

保土ヶ谷の逸品 推薦書



販売店舗名

商品名

推薦する理由

当てはまる推薦条件番号 1~4いずれか (複数選択可)